

A0101-07	暗渠内に流出・漏洩した可燃性ガス(液化ガスを含む)の滞留に注意せよ		
本文	暗渠内に流出・漏洩した可燃性ガスの滞留に十分注意し、火災・爆発の防止措置を講じるとともにガスの流出・漏洩を止める措置をとること。		
リスクの種類	火災、爆発	関連目次・章節	A0304
理由(何故)	可燃性ガスが、ドレイン配管等のプロセス配管から暗渠に漏れ込むと、換気していない暗渠内は可燃性ガスの滞留により爆発性雰囲気になる。		
方策	<p>火災・爆発の防止措置としては、不活性ガスや水の投入など。</p> <p>流出、漏洩の防止および停止措置としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 暗渠内の可燃ガス配管には漏洩可能性のある部分(ねじ込み継ぎ手、フランジ、バルブ、仕切りの開放管)がないこと。 2) 可燃性ガス配管のある暗渠は極力換気すること。 3) ガス漏洩検知警報器を設置すること。 4) 緊急遮断装置を設置すること。 5) 暗渠内の配管の腐食や漏洩の有無を定期的に検査し、異常がある時はただちに修理等復旧すること。 6) 新規に計画する時は暗渠内に極力可燃性ガス・液体の配管を設置しないこと。やむを得ず設置が必要な場合には、密閉状態にならないようなガス・ベーパーの滞留のない構造とするとともに、配管の漏洩防止や電気防食等の腐食対策を行うこと。 		
事故例	<p>塩ビのモノマーが、ドレイン配管よりリークし、暗渠内に滞留した。</p> <p>たまたま暗渠の近くに、加熱炉があり、加熱炉への空気ドラフトに混入して、引火、火災になった。</p>		
法的参考事項	<p>高圧ガス保安法に規定する導管については、同法一般則に防食(第6条 1 項43号ル)、コンビ則に防食(第9条7号)、監視(第10条26号)、警報装置(同条27号)に規定がある。</p>		
備考	同様に、毒性ガスの流出、滞留にも注意すること。		